第
 号

 年
 月

 日

様

野田市長

## 時間外保育実施解除通知書

次のとおり時間外保育の実施を解除することにしましたので通知します。

時間外保育対象児童 の氏名及び生年月日		年	月	日
保 育 所 名				
解除年月日	年 月 日			
解除する理由				
備考				

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理 由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。